

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	木村 順治
登録番号又は法人番号	89290928
所属する単位会	和歌山県行政書士会
事務所所在地	和歌山県紀の川市（旧 那賀郡粉河町）猪垣22番地1号
処分年月日	令和4年3月9日
処分内容（種類）	廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	①平成22年頃より事務所を変更しているが、再三の指導にも関わらず、事務所所在地の変更手続を行わないため。 ②会費の滞納
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	和歌山県行政書士会会則 （会員の処分） 第90条 本会は、会員が法律、命令、規則その他県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。 2. 本会は前項の処分を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問して、これを決定しなければならない。 （会費滞納者の処分） 第90条の4 会費の滞納者に対し、会則に違反したものとして第90条の2第1項第3号、前条第1項第3号並びに第4号の処分を行う場合には、次条に規定する手続を経るものとする。 （会費滞納者に対する処分の手続） 第90条の5 本会は、当該事業年度において納付すべき会費を正当な理由なく6箇月以上の期間、滞納している会員に対し1箇月以上の期間を定めて、会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。 2. 前項の規定により催告を行っても、なお定められた期限までに会費が納入されない場合には、綱紀委員会を開催し、その者の会員として業務を継続して行う意思の有無を確認のうえ、その意思がないと認められる者に対しては、個人会員にあっては廃業の勧告を、法人会員にあっては解散の勧告又は事務所の廃止の勧告を行うものとする。